沖縄県立芸術大学研究推進委員会規程

(平成18年3月16日評議会決定)

改正 平成24年1月26日

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学における研究(研究的芸術活動を含む)を推進するため、本学に研究推進委員会(以下「委員会」という)を置く。

(審議・管掌事項)

- 第2条 委員会は次の事項を審議、管掌し、学長に意見を述べることができる。
 - (1) 研究環境の整備に関すること。
 - (2) 研究プロジェクトの運営に関すること。
 - (3) 外部研究資金の獲得推進、運用に関すること。
 - (4) 教員研究費の配分方法に関すること。
 - (5) 教員の研究業績年次報告の作成に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 美術工芸学部3名。
 - (2) 音楽学部 3 名。
 - (3) 全学教育センター1名。
 - (4) 附属研究所1名。
- 2 ただし(1)(2)においては全学教育センターの教員を除き、また実技の分野から各2名、 理論の分野から各1名とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないが3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。
- **2** 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。 (意見の聴取)
- **第7条** 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を 聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。